

Topic

【確定給付企業年金(DB)制度】

通知改正でどう変わる？給付減額の判定基準の見直しについて

2025年10月15日付で法令解釈通知「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）が改正され、確定給付企業年金（DB）制度における給付減額の判定基準が変更されました。今回は、給付減額の判定基準がどのように変わったのか、改正の背景も踏まえながら解説を行います。

DB制度変更時の給付減額判定について

DB制度では、受給権保護の観点から給付設計（制度内容）の変更時に加入者等の給付額が減少していないかを判定することとされています。下記の判定基準に基づき当該給付設計の変更が**給付減額に該当する**と判定される場合は、法令に定める給付減額の理由がないと変更することができず、また、給付減額に関する加入者等の同意を得ないといけません。なお、給付額が減少するかの判定においては、変更時点の給付額だけでなく、将来得られるだろう給付額も含める必要があります。



給付減額の判定基準

- 以下の①または②が減少する場合、給付減額に該当する。
- ①通常予測給付現価(将来の給付見込額の現在価値)
 - ②最低積立基準額(現在までの加入者期間にかかる給付額の現在価値)

減額判定基準の見直しについて

例えば、定年年齢延長のように、給付支給時期が引き上げられるDB制度変更を実施する場合、給付支給時期が遅れる分、給付額を一定程度増加させる必要がありますが、その増加額が十分でないと給付減額に該当すると判定されることがあります（図1）。このように将来受け取れる給付額自体が増額される見込みでも、DB制度上は給付減額とみなされる場合があることで、事業主・加入者に理解が得られづらく「**定年年齢延長の阻害要因になっている**」との指摘がありました。

今回の通知改正により、給付見込額の増加幅要件が緩和され、従来であれば給付減額に該当する場合でも、給付見込額（**名目額***）が増加する等、一定の要件を満たせば給付減額として取り扱わないことになりました。ただし、加入者の意見が適切に制度設計に反映されるように**労働組合があること、当該労働組合からの同意取得が必要**とされています。

※計算基礎率のうち、予定利率を0%として算出した通常予測給付現価

図1 【定年年齢延長時の給付減額のイメージ】

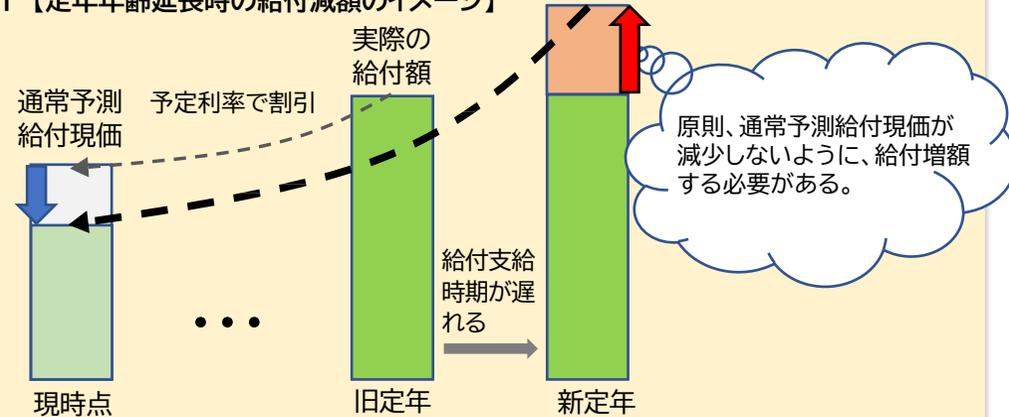
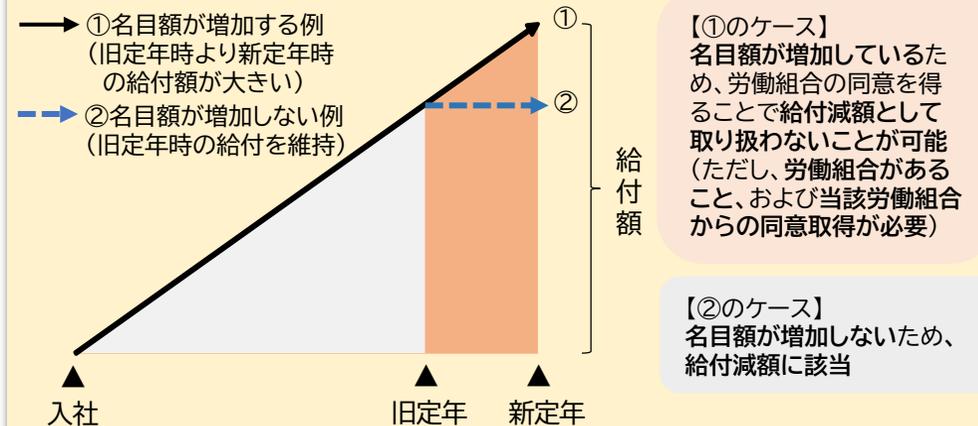


図2 【改正内容のポイント】



改正内容の詳細

給付減額として取り扱わないことが可能となる一定の要件の具体的内容および通知改正前後における給付減額判定基準の比較表は以下の通りです。

一定の要件の内容

- 加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更であること。
- 通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合が存在すること。
- 通常予測給付現価が減少する加入者の給付の名目額が増加すること。
- 通常予測給付現価が減少する加入者に係る最低積立基準額が減少しないこと、または経過措置※1を設けていること。

通知改正前後における給付減額判定基準の比較表※2

改正前	通常予測給付現価増加・不変	通常予測給付現価減少
最低積立基準額増加・不変 (経過措置※1を設定する場合を含む)	給付減額に該当しない (給付減額同意取得不要)	給付減額に該当
最低積立基準額減少	給付減額に該当	
改正後	通常予測給付現価増加・不変	通常予測給付現価減少 名目額増加
最低積立基準額増加・不変 (経過措置※1を設定する場合を含む)	給付減額に該当しない (給付減額同意取得不要)	給付減額に該当しない(給付減額として取り扱わないことに係る労働組合の同意取得要)
最低積立基準額減少	給付減額に該当	給付減額に該当

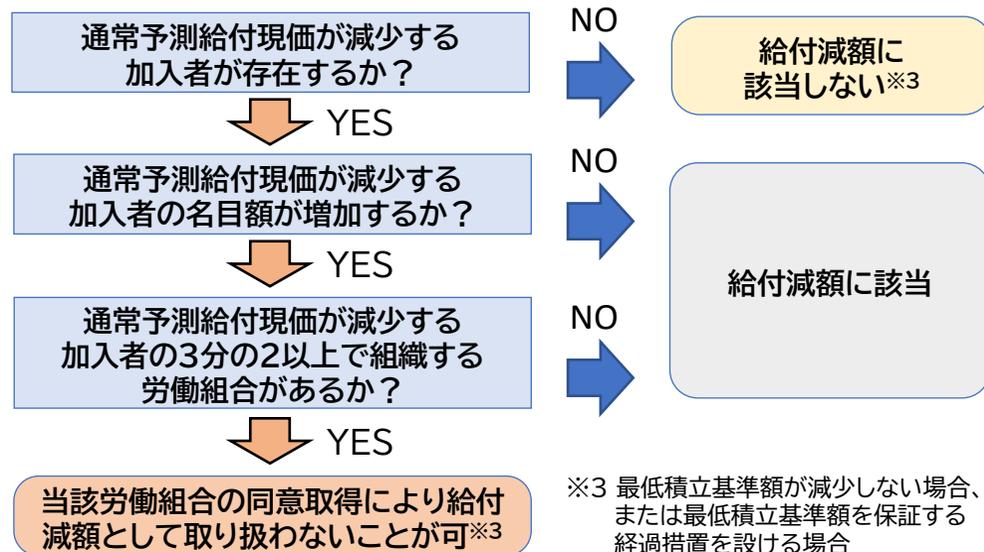
※1 少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置

※2 加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更かつ労働組合がある場合

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2025年11月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

通知改正後の手続きイメージ(フローチャート)

通知改正後の手続きをフローチャートで示すと以下の通りです。



※3 最低積立基準額が減少しない場合、または最低積立基準額を保証する経過措置を設ける場合

まとめ

今回の通知改正により、DB制度の変更手続きが一定程度緩和され、定年延長を始めとした人事制度改正が促進されることが期待されます。一方、手続き上は以下の点に留意が必要となっております。

①労働組合の存在

労働組合が存在しない場合は、従来通りの給付減額の判定基準が適用されることとなります。

②同意取得手続きの必要性

名目額が増加することにより給付減額として取り扱わない場合は通常の規約変更手続きに加えて、「給付減額として取り扱わないことに係る労働組合の同意」を得る必要があります。

こんな時には
住友生命に
ご相談を!

- ・定年延長等の給付設計の見直しの検討
- ・退職金・企業型DCのコンサルのご要望
- ・従業員さまにiDeCoをご紹介される場合 等

あなたの未来を強くする

住友生命

〔住友生命保険相互会社〕
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8630(年金数理室)
〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>